

2019年度
Academic Year 2019

静岡大学大学院光医工学研究科光医工学共同専攻

(後期 3 年博士課程)

Shizuoka University, Graduate School
of Medical Photonics
Cooperative Major in Medical Photonics
(3-year Doctorate Course)

学 生 便 覧
Student Handbook



静岡大学大学院光医工学研究科
Shizuoka University, Graduate School
of Medical Photonics

学 年 暦 Academic Calendar

前学期 1 st term	4月1日から9月30日まで April 1 to September 30
後学期 2 nd term	10月1日から3月31日まで October 1 to March 31
春季休業 Spring break	3月25日から3月31日まで March 25 to March 31
夏季休業 Summer vacation	前学期試験終了の翌日から9月15日まで After 1 st term exams, through September 15
冬季休業 Winter vacation	集中講義終了から翌年1月3日まで After intensive course, through January 3

静岡大学授業時間 Shizuoka University Class periods

時限	Class periods	授業時間	Hours
1・2時限	1 st and 2 nd period	8:40	~ 10:10
3・4時限	3 rd and 4 th period	10:20	~ 11:50
5・6時限	5 th and 6 th period	12:45	~ 14:15
7・8時限	7 th and 8 th period	14:25	~ 15:55
9・10時限	9 th and 10 th period	16:05	~ 17:35
11・12時限	11 th and 12 th period	17:50	~ 19:20
13・14時限	13 th and 14 th period	19:30	~ 21:00

浜松医科大学授業時間 Hamamatsu University School of Medicine Class periods

時限	Class periods	授業時間	Hours
1時限	1 st period	8:50	~ 10:20
2時限	2 nd period	10:30	~ 12:00
3時限	3 rd period	13:00	~ 14:30
4時限	4 th period	14:50	~ 16:10
5時限	5 th period	16:20	~ 17:50
6時限	6 th period	17:30	~ 19:00
7時限	7 th period	19:10	~ 20:40

目 次

Table of Contents

I	大学院光医工学研究科の内容 Outline of the Graduate School of Medical Photonics	
1	光医工学共同専攻の3つのポリシー The Cooperative Major in Medical Photonics: Three Policies	3
2	養成する人材像 The Ideal Outcome	5
3	共同専攻の概要と特色 Outline and Features of the Cooperative Major	6
4	専任教員一覧 List of Faculty Members	7
II	修了要件について Completion Requirements	
1	修了要件 Completion Requirements	11
2	修了に必要な履修科目単位数 Number of Credits Required for Completion	11
3	科目の構成 Course Structure	11
4	教育課程表 Curriculum	13
5	履修上の注意 Special Notes for Selecting and Attending Classes	16
III	学位の授与 The Degree	17
IV	研究指導体制 Research Supervision	17
V	教育課程の編成の考え方 Curriculum and Content	
1	光医工学共同専攻の教育課程（カリキュラム）について Cooperative Major in Medical Photonics Curriculum	17
2	各授業科目の内容について Course Content	19
VI	就学上の留意事項 Important Notes on Attending the School	
1	指導教員について Supervising Faculty Member	23
2	学生に関する連絡事項について Information for Students	23

3	授業料について Tuition	23
4	授業料免除 Tuition Waiver	24
5	休学・復学・退学 Temporary Leave, Returning to School after Temporary Leave, Permanent Leave	24
6	長期履修学生制度 Long-term Course Registration System	25
7	各種証明書の交付 Issuance of Certificates	25
8	生活上の諸注意 Considerations for Campus Life	27
9	健康診断について Periodic Health Checkup	29
10	大規模地震防災について Preparing for large scale earthquakes	29
11	浜松キャンパスにおける交通規制及び事故処理について Traffic rules and Reporting of Accidents on Hamamatsu Campus	29
VII	静岡大学の施設利用について Using Shizuoka University Facilities	
1	自習室 The Study Room	33
2	図書館 Libraries	33
VIII	浜松医科大学の施設利用について Using Hamamatsu University School of Medicine Facilities	33
IX	諸規則等 Rules and Regulations	
1	静岡大学学則 National University Corporation Shizuoka University, Rules and Regulations	35
2	静岡大学大学院規則 Shizuoka University Graduate School, Rules and Regulations	50
3	静岡大学学位規程 Shizuoka University, Rules and Regulations Regarding Degree	66
4	静岡大学大学院光医工学研究科規則 Shizuoka University, Graduate School of Medical Photonics, Rules and Regulations	74
X	建物配置図 Campus Map	
1	静岡大学浜松キャンパス Shizuoka University, Hamamatsu Campus	79
2	浜松医科大学 Hamamatsu University School of Medicine	80

静岡大学の理念と目標

理念「自由啓発・未来創成」

静岡大学は、旧制の静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校、浜松工業専門学校(旧浜松高等工業学校)の統合(1949年)と静岡県立農科大学の移管(1951年)を経て誕生しました。統合前の前身校では、いずれも大正デモクラシー下の自由な社会の雰囲気为背景として、学生の主体性に重きをおく教育方針がとられました。なかでも浜松高等工業学校では、「自由啓発」という理念のもと、学生たちを試験や賞罰によって縛るのではなく、できる限り自由な環境のなかに置き、ひとり一人の個性を尊重することを通してその才能を発揮させることをめざす教育が行われました。

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠であり、時代を越えて受け継がれるべきものです。静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。

静岡大学は、以上のような意味での「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献していきます。

教育の目標

- 多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。
- 上記の人材を育成するために、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組を進めます。

研究の目標

- 真理を探究する基礎研究から技術開発や課題解決のための応用研究にわたる独創的な研究を推進し、研究成果を国際社会や地域社会及び産業界に還元することにより、人類の知及び学術文化の継承と発展に貢献します。
- 地域の知の拠点として、多様な研究を通して地域社会の発展に貢献するとともに、世界をリードする研究に取り組み、研究上の強みと特色のある分野では世界的研究拠点の形成を目指します。

社会連携・産学連携の目標

- 社会の中の一員として、社会に開かれた教育研究を推進するとともに、社会が直面する課題に協働して取り組み、成果の発信と共有及び知と価値の共創を通して社会に貢献します。
- 地域社会と学生・教職員が相互に啓発しあう関係を構築するとともに、地域との協働による課題解決を通して、地域社会の価値の創造と持続的な発展に貢献します。
- 地域イノベーションをリードする人材の育成や産官学金連携による共同研究、ベンチャー企業の活動支援等を通して、地域の新産業・雇用の創出に貢献します。

国際連携の目標

- 諸外国と学生・教職員の幅広い交流や留学生の積極的な受入れを通して、グローバルに活躍できる人材を育成し、大学の国際化を推進します。
- 地域社会に根ざした国際連携を推進し、地域と手を携えながら、地域社会とアジア、そして世界とをつなぐ、人や文化・産業の橋渡しの役目を果たします。

大学運営の目標

- 「自由啓発・未来創成」の理念のもと、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の目標を達成するため、経営基盤の効率化と適正化を図り、学問研究の自由を尊重した透明性の高い大学運営を行います。また、国立大学としての社会的役割を果たすため、学生・教職員が持てる力を十分に発揮できる環境の維持に努めるとともに学内外からの意見や批判を積極的に受け止め、社会に開かれた大学を目指します。

I 大学院光医工学研究科の内容

Outline of the Graduate School of Medical Photonics

1 光医工学共同専攻の3つのポリシー

The Cooperative Major in Medical Photonics: Three Policies

(1) アドミッション・ポリシー

Admissions Policy

本共同専攻では、光・電子工学と光医学を融合させた光医工学の分野の研究者として社会に貢献できる人材を育成するために、次のような資質を備えた学生を選抜する。

This cooperative major is designed to train experts who can contribute to society as researchers in the field of medical photonics, which combines opto-electronics and photomedicine. Students offering qualities such as the following will be selected:

1. 光・電子工学と医学を学ぶために必要な基礎学力と、旺盛な科学への好奇心を有している人材

The basic academic skills necessary to study opto-electronics and medicine, together with an active curiosity about science

2. 生涯を通して学修する意欲と向上心を持ち、知識を応用した独創的な発想ができる人材

Motivation and ambition to continue learning throughout their lives and the ability to apply their knowledge to think creatively

3. 誠実さと協調性、倫理観を有し、異なる分野の人との共同作業に取り組める人材

Integrity, a cooperative approach, and ethical awareness, enabling teamwork with researchers in other fields

4. 国際社会や地域社会に目を向けている人材

An interest in the global community and local communities

(2) カリキュラム・ポリシー

Curriculum Policy

本共同専攻が光医工学分野において目指す人材の育成を達成するために、以下のよう
な教育課程を編成・実施し、学修成果を評価する。

The Cooperative Major is designed to train experts in medical photonics through
pursuit of the following curriculum and to assess the results of their training:

1. 専門知識と技能

専攻共通科目、基礎科目、専門科目の多様な取得を可能にし、光・電子工学と光医学
の専門知識の修得と、これらの融合による光医工学の学識と技術の修得を図る。

Specialized knowledge and skills

The Cooperative Major has been developed to present a wide range of subjects
consisting of common core subjects, basic subjects, and specialized subjects, to allow
students to acquire expertise in both opto-electronics and photomedicine, aiming to
transfer the specialized knowledge and skills of medical photonics through a fusion of

the two component disciplines.

2. 自立的学修能力と応用能力

多様な専攻共通科目、専門科目の特別研究及び特別演習を開講することにより、光医学の学識と技能を応用する能力と、最新の知識を修得する習慣を育むとともに、医工学の進歩や革新的技術の創造につながる独創力を育む。

Independent learning and application skills

By presenting students with a variety of common core subjects and offering specialized research and seminars as part of specialized subjects, the coursework allows students to develop and apply knowledge of and skills in medical photonics, while instilling the habit of seeking new knowledge in the field as it becomes available and fostering the kind of creative thinking that leads to progress and innovation in medical engineering.

3. 豊かな人間性と高い倫理観

講義を通じて研究倫理、医療倫理の基本を理解を図るとともに、特別演習、特別研究及び研究インターンシップを通じて倫理観の成熟と定着を図る。同時に分野の異なる人材との共同作業を通じて、コミュニケーション能力を育成する。

Rich humanism and strong ethics

Through lectures, the coursework attempts to teach the basic principles of research and medical ethics while fostering a mature and consistent ethical approach in students through specialized seminars, specialized research, and research internships. At the same time, the coursework aims to develop communication skills through collaborative efforts with experts in other fields.

4. 国際社会・地域社会に対する貢献力

特別研究、特別演習及び研究インターンシップにより、グローバルな視野に立って光医学の研究成果を発信する能力を育む。

Contributions to international and local communities

Through specialized research, specialized seminars, and research internships, the program aims to develop in students the ability to present medical photonics research results from a global perspective.

(3) ディプロマ・ポリシー

Diploma Policy

本共同専攻では、光・電子工学と光医学を融合させた光医学を修め、以下の能力を有する者に博士（光医学）の学位を与える。

The Cooperative Major bestows upon students at successful completion a doctoral degree in medical photonics, which combines opto-electronics and photomedicine, aiming specifically to impart:

1. 専門知識と技能

光・電子工学と光医学の専門知識と技能を身につけ、医療現場の課題やニーズを理解

することができる。

Specialized knowledge and skills

Successful students acquire specialized knowledge and skills in opto-electronics and photomedicine and gain an understanding of problems and needs in the medical field.

2. 自律的学修能力と応用能力

光医学の専門知識と技能を応用する能力と最新の知識を修得する習慣を身につけ、抽出した医療現場の課題やニーズに対し、必要な情報を収集・分析して解決できる。また、光医学の進歩や革新的技術の創造に寄与できる。

Independent learning and application skills

Successful students acquire the ability to apply expert knowledge and specialized skills related to medical photonics; they acquire the habit of staying current with the latest knowledge in the field; and they develop the ability to address the problems and needs identified in the medical field by collecting and analyzing pertinent information. Moreover, these students become prepared to be contributors to progress and innovation in the field of medical photonics.

3. 豊かな人間性と高い倫理観

豊かな人間性、コミュニケーション能力、並びに高い研究倫理及び医療倫理観を身につけ、医療現場に入り光医学の研究を行うことができる。

Rich humanism and strong ethics

Successful students acquire a strong humanist sensibility, good communication skills, and a solid understanding of research and medical ethics that allow them to enter the field of medicine and conduct research in medical photonics.

4. 国際社会・地域社会に対する貢献力

光医学の技術及び研究成果を広く国際社会や地域社会に普及させるための、必要な知識と技術を身につけている。

Contributions to international and local communities

Successful students acquire the knowledge and skills necessary to disseminate technologies and research findings in medical photonics widely to international and local communities.

2 養成する人材像

21世紀が抱える健康、医療、高齢化等の諸問題の解決に向け、光医学に関する専門的な知識と技能を身につけ、光・電子工学と光医学の双方に精通し、かつ、高い見識と幅広い国際感覚、高い倫理観を有する人材を養成する。

The Ideal Outcome

The ideal program participant at the end of his or her coursework will have acquired the specialized knowledge and professional skills in medical photonics necessary to take on the challenge of finding solutions to 21st century problems in healthcare, medical treatment, aging, and other spheres, familiar with both

opto-electronics and photomedicine, with heightened human awareness, a broad international perspective, and high ethical standards.

3 共同専攻の概要と特色

Outline and Features of the Cooperative Major

(1) 共同教育課程とは

静岡大学と浜松医科大学の両大学が共同して教育課程を編成・実施する大学院である。光医学分野の高度な教育と研究指導を両大学が共同して行う。

What is the Cooperative Curriculum?

Shizuoka University and Hamamatsu University School of Medicine work together to formulate and implement the graduate curriculum. The universities jointly provide advanced education and research guidance in the field of medical photonics.

(2) 特色

静岡大学の強みである光・電子工学の先端研究の環境・実績と浜松医科大学の強みである光技術を応用した医学研究の環境・実績を、学生・教員・研究のレベルで融合して教育課程を展開する。

Features

The program pairs the strength of Shizuoka University—its learning environment and record of achievement in advanced opto-electronics research—with that of Hamamatsu University School of Medicine—its learning environment and record of achievement in medical research applying optical technologies—to administer courses of study appropriate at the student, faculty, and research level.

4 専任教員一覧

List of Faculty Members

所属大学 University	部門 Research Section	担当教員 Member	教育研究内容 Specialized field
静岡大学 Shizuoka University	基礎光医 工学部門 Basic Medical Photonics	<p>教授 Prof.</p> <p>猪川 洋 Hiroshi Inokawa</p> <p>(光創起棟 406室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○単一電荷計数にもとづく光検出器の研究 ○表面プラズモンを利用した光検出器の研究とバイオセンシングへの応用 ○熱型光検出器の高性能化に関する研究 ○Photon detection based on single-charge counting ○Photodetector utilizing surface plasmon and its application to biosensing ○ Performance improvement of thermal photodetector
		<p>教授 Prof.</p> <p>岩田 太 Futoshi Iwata</p> <p>(工学部1号館 108室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○走査型プローブ顕微鏡などの顕微計測技術の開発 ○上記の技術を用いたナノ計測及びマニピュレーション等の応用展開 ○Development of scanning probe microscopy and related techniques for micro and nano meter scale measurement and manipulation
		<p>教授 Prof.</p> <p>川田 善正 Yoshimasa Kawata</p> <p>(総合研究棟 401室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生体試料の高分解能観察のための超解像顕微鏡の開発 ○表面プラズモンを用いた高感度バイオイメージング ○Super resolution microscopy for bio-imaging ○Surface plasmon resonance for high sensitive bio-imaging
		<p>教授 Prof.</p> <p>三村 秀典 Hidenori Mimura</p> <p>(電研棟 335室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電子ビームや半導体を利用した光・電子デバイスの研究 (特にセンサや発光デバイスの研究) ○ Study on photonics and electronics using electron beam or semiconductors ○Development of sensors and light emitting devices.

静岡大学 Shizuoka University	応用光医 工学部門 Applied Medical Photonics	<p>教授 Prof.</p> <p>青 木 徹 Toru Aoki</p> <p>(光創起棟 405室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ フォトンカウンティングX線イメージングデバイスをベースとした高機能X線CTシステムの開発 ○ Research and development of functional X-ray CT system based on photon-counting X-ray Imaging devices
		<p>教授 Prof.</p> <p>川 人 祥 二 Shoji Kawahito</p> <p>(光創起棟 402室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ イメージセンサの高性能化 (高感度・低雑音・広ダイナミックレンジ・高速) ○ 機能集積 (時間分解撮像等) イメージセンサ ○ Research on pixel devices, imaging circuits and sensor architectures for having high performance and high functionality in image sensors
		<p>教授 Prof.</p> <p>佐々木 哲 朗 Tetsuo Sasaki</p> <p>(光創起棟 212室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高精度テラヘルツ分光測定装置開発と医薬品検査への応用 ○ 高強度テラヘルツ光源開発と生体組織イメージング ○ Development of terahertz laser spectrometer for pharmaceutical industry ○ Development of terahertz signal generator for medical imaging applications
		<p>准教授 Assoc. Prof.</p> <p>庭 山 雅 嗣 Masatsugu Niwayama</p> <p>(工学部2号館 415室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近赤外分光法による組織酵素計測 ○ 生体組織内での光伝播解析 ○ 光を用いた生体組織性状計測 ○ Research and development of noninvasive hemodynamic measurement using near-infrared spectroscopy ○ Improvement of accuracy and convenience of measurement

所属大学 University	部門 Research Section	担当教員 Member	教育研究内容 Specialized field
浜松医科大学 Hamamatsu University School of Medicine	基礎光医 工学部門 Basic Medical Photonics	教授 Prof. 岩下 寿秀 Toshihide Iwashita	<ul style="list-style-type: none"> ○臓器線維化のメカニズム ○疾患バイオマーカーの開発 ○新しい顕微鏡技術の診断病理学への応用 ○ Research on the mechanism of organ fibrosis, the development of disease biomarkers, and the application of new microscopic techniques to diagnostic pathology
		教授 Prof. 浦野 哲盟 Tetsumei Urano	<ul style="list-style-type: none"> ○凝固及び線溶系因子の機能解析 ○線溶活性発現の調節機構の解明 ○線溶系因子による腫瘍増殖調節機構の解析 ○血栓形成・溶解過程のイメージング解析 ○ Analyses of spatio-temporal regulatory mechanism of thrombosis formation and its lysis by single-molecular imaging technique
		教授 Prof. 谷 重喜 Shigeki Tani	<ul style="list-style-type: none"> ○医療分野での研究対象となる生理活性物質や状態の光学計測装置の開発 ○生体现象のコンピューターシミュレーション ○ Development of optical measuring devices for substances and phenomena in the medical field ○ Analysis of biological condition by computer simulation.

浜松医科大学 Hamamatsu University School of Medicine	応用光医 工学部門 Applied Medical Photonics	教授 Prof. 椎谷 紀彦 Norihiko Shiiya	<ul style="list-style-type: none"> ○心臓血管外科手術の周術期における光医学を応用した重要臓器の機能評価とモニタリング ○ Evaluation and monitoring of vital organ function using medical photonics in the perioperative period of cardiovascular surgery
		教授 Prof. 中村 和正 Katsumasa Nakamura	<ul style="list-style-type: none"> ○高精度放射線治療の技術開発 ○ Development of technologies for high precision radiation therapy ○ Investigation of prognostic factors of radiotherapy.
		教授 Prof. 星 詳子 Yoko Hoshi	<ul style="list-style-type: none"> ○近赤外拡散光トモグラフィの開発と臨床応用 ○生体光学特性値の推定 ○感情の生成・制御の神経メカニズム解明 ○ Development and clinical application of near-infrared diffuse optical tomography. Estimation of optical properties of biological tissue ○ Elucidation of the neural mechanisms of emotion generation and regulation
		教授 Prof. 三宅 秀明 Hideaki Miyake	<ul style="list-style-type: none"> ○先進的画像診断技術を用いたロボット支援手術に応用可能な術中ナビゲーションシステムの開発 ○ Development of image overlay navigation system using advanced radiological techniques for robot-assisted surgery

II 修了要件について

Completion Requirements

1 修了要件

修了認定は、博士後期課程に3年以上在学し所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

Completion Requirements

Completion of the degree program requires students to present and successfully defend a doctoral thesis following study at the doctoral level for at least three years, having completed the required number of credits and all research requirements.

2 修了に必要な履修科目単位数

修了に必要な単位数は、24単位以上とし、主指導教員及び副指導教員から履修指導を受けた上で、専攻共通科目から4単位以上、基礎科目から必修科目と選択必修科目を合わせて4単位、専門科目から必修科目である特別研究8単位及び特別演習2単位を含めた14単位以上を履修するものとする。

Number of Credits Required for Completion

At least 24 credits are required to complete the degree program. Through supervised instruction with their principal and secondary advisors, candidates must complete four or more credits from the common core subjects; four or more credits in required subjects and electives among the basic subjects; and 14 credits or more from the specialized subjects that include eight credits and two credits in required specialized research and specialized seminars, respectively.

3 科目の構成

Course Structure

科目区分 Type	修了要件単位数 Required credits	内 容 Description
専攻共通科目 Common core subjects	4単位以上 Four or more credits	関連の法規範の知識などの専門科目よりも広い学術・技術領域において光医学の研究者に求められる素養を修得する講義形式の科目の他、研究インターンシップを開講する。 Research internships, in addition to lectures that acquaint medical photonics researchers with critical academic and technical fields broader than their areas of specialization—for example, lectures on relevant laws and regulations.

基礎科目 Basic subjects		4 単位 Four credits	<p>専門科目を履修するための基盤となる知識を修得する科目、医工学分野の全ての研究者が修得すべき倫理観を涵養する科目を開講する。</p> <p>※必修科目及び「医工学概論A」、「医工学概論B」のうちいずれか1科目を修得するものとする。</p> <p>Courses that present the background knowledge for taking specialized subjects; and courses that cultivate the ethical awareness required of all researchers in the field of medical engineering.</p> <p>Note: Students must complete the required subject and either Introduction to Medical Photonics A or Introduction to Medical Photonics B.</p>
Specialized subjects 専門科目	光医用センシング・画像科学 Photomedical sensing and imaging science	14 単位以上 14 credits or more	<p>光・電子工学及び医学の基本的な知識の修得と医療現場のニーズの把握を目的とした講義形式の科目及び「特別演習」、「特別研究」を開講する。</p> <p>Lecture-style courses aimed at imparting basic knowledge of optoelectronics and medicine and an understanding of needs in the medical field, as well as related specialized seminars and research.</p>
	光医用デバイス・機器工学 Photomedical device and equipment engineering		
	特別演習・特別研究 Specialized Lecture and research		
計 Total		24 単位以上 24 credits or more	

4 教育課程表
Curriculum

科目区分 Type	授業科目 Name of classes	開設大学 / 単位数 (○)印は必修 Offering university (A number in parentheses indicates a requirement)		配当年次 Availability	授業形態 Class format
		静岡 大学 Shizuoka University	浜松医 科大学 Hamamatsu University School of Medicine		
Common core subjects 専攻共通科目	光子・電子のナノサイエンスと応用 Nanoscience of Photons and Electrons and its Applications	2		1年前期 1st year 1st semester	講義 lecture
	先端基礎医学特論 Topics in leading basic medicine		2	1年前期 1st year 1st semester	講義 lecture
	科学技術英語コミュニケーション I English Communication for Science and Technology I	1		1年前期 1st year 1st semester	演習 seminar
	科学技術英語コミュニケーション II English Communication for Science and Technology II	1		1年後期 1st year 2nd semester	演習 seminar

Common core subjects 専攻共通科目	生体構造・機能解析 Anatomy and physiology		2	1年後期 1st year 2nd semester	講義 lecture
	科学技術文書表現法 Advanced Lecture on Writing a Scientific Papers	1		2年前期 2nd year 1st semester	演習 seminar
	研究インターンシップ Research Intern ship	2	2	2年前期 2nd year 1st semester	演習 seminar
	医薬品・医療機器開発概論 Introduction to the Development of Pharmaceuticals and Medical Devices		2	2年後期 2nd year 2nd semester	講義 lecture
	医療・生物統計学 Biomedical statistics		2	2年後期 2nd year 2nd semester	講義 lecture
	医工学知的財産・起業論 Exploitation of Intellectual Property for development of Entrepreneurship and Innovation	2		2年後期 2nd year 2nd semester	講義 lecture
	Basic subjects 基礎科目	医工学概論A * Introduction to medical photonics A *		2	1年前期 1st year 1st semester
医工学概論B * Introduction to medical photonics B *		2			
医療研究概論 Ethics and sociology in human research			②		

専門科目 Specialized subjects	光医用センシング・画像科学 Photomedical sensing and imaging science	ナノフォトニクス Nanophotonics	2		1年後期 1st year 2nd semester	講義 lecture
		ナノエレクトロニクス Nanoelectronics	2		1年後期 1st year 2nd semester	講義 lecture
		病態・疾病学 Pathophysiology and diseases		2	2年前期 2nd year 1st semester	講義 lecture
		メディカル生体情報 処理学 Biomedical information processing		2	2年前期 2nd year 1st semester	講義 lecture
専門科目 Specialized subjects	光医用デバイス・機器工学 Photomedical device and equipment engineering	イメージングデバイス Imaging Devices	2		1年後期 1st year 2nd semester	講義 lecture
		生体計測・情報システム Biological Measurement and Information System	2		1年後期 1st year 2nd semester	講義 lecture
		イメージングシステム Imaging Systems	2		2年前期 2nd year 1st semester	講義 lecture
		メディカルデバイスデザイン Medical device design		2	2年後期 2nd year 2nd semester	講義 lecture

専 門 科 目 Specialized subjects	Special Lecture 特別演習	光医学特別演習 Special Lecture for Medical Photonics	②	②	1 年後期 1st year 2nd semester	演習 seminar
	Specialized research 特別研究	光医学特別研究 Special Research for Medical Photonics	⑧	⑧	2 年 -3 年 2nd year to 3rd year	演習 seminar

* (医学概論 A、B のうち、いずれか 1 科目を修得すること)

Students must complete either Introduction to Medical Photonics A or Introduction to Medical Photonics B.

5 履修上の注意

Additional Course Information

(1) 受講申請

受講する授業科目は、履修年度の初めに履修登録を行うこと。詳細は、入学時のガイダンスで説明する。

Applications

Students should register for course offerings at the start of the academic year. Details are made available in guidance at the time of matriculation.

(2) 定期試験及び成績の評価

定期試験は適宜実施する。

受講した授業科目（演習・特別研究を含む。）の成績は、秀・優・良・可・不可の標語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

Periodic Testing and Evaluation

Regular tests are administered as appropriate. Results in courses (including seminars and specialized research) are evaluated using five grades: Superior, Excellent, Good, Acceptable, and Unacceptable. Students pass with grades of Superior, Excellent, Good, or Acceptable. Unacceptable indicates failure.

(3) 問い合わせ

履修に関し、疑問がある場合は、大学院博士課程係に問い合わせること。

成績評価にかかる疑義があるときは、授業担当教員に申し出ること。教員の説明で解決が得られなかった場合は、大学院博士課程係に申し出ること。

Questions

Please contact Doctoral Program Graduate School Unit with questions about enrolling in the Cooperative Major program. Questions about course performance evaluations should be directed to course teachers. If further clarification is required after consulting the course teacher, please contact Doctoral Program Graduate School Unit.

Ⅲ 学位の授与

The Degree

本共同専攻の課程を修了した者に対しては、静岡大学と浜松医科大学の連名による学位が授与される。

博士の学位を授与するにあたって付記する専攻分野の名称は、「博士（光医工学）」とする。

A joint degree from both Shizuoka University and Hamamatsu University School of Medicine will be awarded.

The degree offered is a Doctor of Medical Photonics.

Ⅳ 研究指導体制

Research Supervision

1 年次より主指導教員と副指導教員2名（学籍を置く大学の異なる部門を担当する教員1名及び構成大学の同部門を担当する教員1名）の複数指導教員制により、学生自身の研究分野の専門性に偏ることなく、医学及び工学両面からの観点、基礎及び応用両面からの観点を含む多面性をもって指導を行う。

From their first year, program participants work under two supervisors, a principal advisor and a secondary advisor, one a faculty member at the university of the student's registration but in a different department, one a faculty member in charge of the department of the student's enrollment. The program adopts a multifaceted approach designed to ensure students are introduced to both medical and engineering perspectives, without an excessive emphasis on the area of research specialization, and exposed to both basic and applied approaches.

Ⅴ 教育課程の編成の考え方

Curriculum and Content

1 光医工学共同専攻の教育課程（カリキュラム）について

Cooperative Major in Medical Photonics Curriculum

本共同専攻が養成する人材像（ディプロマ・ポリシー）を達成するために、専攻共通科目として、実践的かつ応用性の高い知識と能力を身につけるための科目を配置し、基

礎科目と専門科目により、養成する人材の基盤となる専門知識と技能、自律的学修能力と応用能力、豊かな人間性と高い倫理観及び国際社会・地域社会に対する貢献力を修得できるように編成している。

専攻共通科目としては、関連の法規範の知識などの専門科目よりも広い学術・技術領域において光医学の研究者に求められる素養を修得する講義形式及び演習形式の科目のほか、研究インターンシップを設けている。

基礎科目としては、養成する人材に求められる高度な内容の専門科目を履修するための基盤となる知識を修得する概論科目と、医工学分野の全ての研究者が修得すべき倫理観を涵養する科目を設定している。

専門科目については、光・電子工学及び医学の基本的な知識の修得と医療現場のニーズの把握を目的とした講義形式の科目及び特別演習、特別研究から構成している。講義形式の科目については、主に新しい光技術での生体情報取得と評価の基本原理の構築と基盤となるデバイス開発を行う人材に求められる知識・能力を修得するための光医用センシング・画像科学科目と、イメージング、センシングを中心とした新しい光技術・基本デバイスの医療への実装と最適化を行う人材に求められる知識・能力を修得するための光医用デバイス・機器工学科目に分類して、光医学分野における科目の位置付けを明確にしている。

In order to train ideally qualified professionals through the Cooperative Major in Medical Photonics program as described in the diploma policy, common core subjects are designed to give students practical and highly applicable knowledge and skills, while basic and specialized subjects are designed to impart expertise and skills that become a foundation for self-directed learning, for the ability to apply knowledge, for a richly humanistic awareness, for high ethical standards, and for contributions to international and local communities.

Common core subjects include classes in lecture format and seminar format aimed at teaching skills required of medical photonics researchers in academic and technical fields broader than areas of their specialization—for example, courses that cover laws and regulations related to the discipline. Common core subjects include research internships.

Basic subjects present general material program participants will require as a foundation for more advanced studies in their areas of specialization while transmitting the ethical culture all researchers in the field of medical engineering will need to acquire.

Specialized subjects include lecture courses, specialized seminars, and specialized research aimed at giving participants a basic knowledge of opto-electronics and medicine and an understanding of needs in the medical field. We divide the lecture courses into two clear categories within the field of medical photonics. One category is photomedical sensing and imaging science—important in acquisition of the knowledge and skills expected of professionals involved in device development, which

is the foundation and framework for the basic principles of new optical technologies for acquiring and evaluating biological data. The other category is photomedical device and equipment engineering—important in acquisition of the knowledge and skills expected of professionals involved in implementing and optimizing new optical technologies and basic devices to medical applications, mainly applications involving imaging and sensing.

2 各授業科目の内容について

Course Content

A 専攻共通科目（修了要件：4単位以上）

Common core subjects (completion requirement: four or more credits)

関連の法規範の知識などの専門科目よりも広い学術・技術領域において光医工学の研究者に求められる素養を修得する講義形式及び演習形式の科目並びに研究インターンシップを設けている。

Lecture format classes, seminars, and research internships are offered to give medical photonics researchers important exposure to academic and technical fields broader than their areas of specialization—for example, exposure to relevant law and regulations.

「光子・電子のナノサイエンスと応用」：新しい光医工学応用へのヒントを得るため、光・電子が関連する現象とその応用技術に関する医学応用に限らないより幅広い知識の修得を目的とする。

Nanoscience of Photons and Electrons and Its Applications: In order to suggest the possibilities of new medical photonics applications, this course aims to acquaint students with photon and electron phenomena and related applications technologies broadly, not limiting perspectives to medical applications.

「先端基礎医学特論」：科学的な思考法、実証法、表現法、記載法等、研究者に必要な知識を修得するための科目である。

Topics in Leading Basic Medicine: This course presents researchers with an introduction to modes of scientific thinking, methods of proof, methods of scientific expression, methods of presentation, and other pertinent topics.

「科学技術英語コミュニケーションⅠ」、「同Ⅱ」：英語による研究発表能力、国際的な現場における英語コミュニケーション能力の修得を目的とする。

English Communication for Science and Technology I and II: These courses aim to develop language skills required to present research in English and to communicate in English in an international setting.

「生体構造・機能解析」：生体を構成する分子の構造と機能、遺伝情報の維持及び発現機構、情報の伝達・応答機構、恒常性維持機構を学び、生体の機能発現に関わる分子機構を理解することを目的とする。

Anatomy and Physiology: This course teaches the structure and function of the

molecules that make up the living body, mechanisms of maintenance and expression of genetic information, mechanisms of information transmission and response, and homeostatic mechanisms. The goal is to develop understanding of molecular mechanisms related to the expression of bodily functions.

「科学技術文書表現法」：英文の科学技術論文を作成する能力の修得を目的とする。
Advanced Lecture on Writing Scientific Papers: This course teaches skills necessary to write scientific papers in English.

「研究インターンシップ」：海外又は国内の研究機関（又は企業）へ派遣し、国際社会や地域に貢献するために必要な幅広い見識とコミュニケーション能力の修得を目的とする。

Research Internship: Research internships are designed to allow students to acquire a wide range of experience and the communication skills necessary for contributing to international and local communities, by giving them opportunities to work at overseas or domestic research institutions (or companies).

「医薬品・医療機器開発概論」：関連の法規範の知識の修得を目的とする。

Introduction to the Development of Pharmaceuticals and Medical Devices: This course introduces students to laws and regulations pertinent to development of pharmaceuticals and medical devices.

「医療・生物統計学」：医学研究及び医療における統計的手法に関する知識と能力の修得を目的とする。

Biomedical Statistics: This course teaches statistical methods related to medical research and healthcare.

「医工学知的財産・起業論」：医工学分野における新産業の創出、起業のための知識と能力の修得を目的とする。

Exploitation of Intellectual Property for Development of Entrepreneurship and Innovation: This course introduces students to topics in creation of new industries in the field of medical engineering and teaches entrepreneurial skills.

B 基礎科目（修了要件：4単位）

Basic subjects (completion requirement: four credits)

医工学分野の概要（技術動向、課題、ニーズ等）を理解するとともに、専門科目の履修のために必要な知識を修得するための「医工学概論A」、「医工学概論B」及び医療研究の社会に対する貢献の考え方、医学研究を進める上で必須となる倫理及び行動規範、並びに医療現場におけるコミュニケーションの重要性を理解するための「医療研究概論」を開設している。医工学概論については、修士課程までの学生の専門分野と履修科目に応じて、光・電子工学、電子工学を基盤とする工学系の学生は医学の基礎的項目とともに医療機器の観点からの医療現場の課題やニーズを講義する「医工学概論A」が、医学、生命科学を基盤とする医学生物学系の学生は光・電子工学の基礎項目とともに医療機器開発における光・電子工学技術の動向を講義する「医工学概論

B」がそれぞれ必修となる。「医療研究概論」については、全学生が必修となる。ただし、4単位を超える分については修了要件には含まれない。

Basic subjects include Introduction to Medical Photonics A and Introduction to Medical Photonics B—which prepare future medical researchers for later courses in specialized subjects, while fostering a general understanding of the medical engineering field by covering such topics as technology trends, issues, and needs—and Ethics and Sociology in Human Research, which examines the appropriate contribution to society of medical research, discusses topics in ethics and codes of conduct essential to advanced medical research, and aims to instill an understanding of the importance of communication in the medical field. Regarding the Introduction to Medical Photonics courses, students are required to take either Introduction to Medical Photonics A or Introduction to Medical Photonics B, depending on their specialization and the emphasis of their coursework through the master’s program. Engineering students with a foundation in opto-electronics and electrical engineering take Introduction to Medical Photonics A, which covers basic medical science as well as issues and needs in the healthcare sphere from the perspective of medical equipment. Students of medical biology with a strong foundation in medicine and the biological sciences take Introduction to Medical Photonics B, which covers the basics of opto-electronics as well as trends in opto-electronic technologies pertinent to medical equipment development. All students are required to take Ethics and Sociology in Human Research. Note that no more than four credits in basic subjects may be counted toward completion of the degree program.

C 専門科目（修了要件：必修10単位を含む14単位以上）

Specialized subjects (completion requirements: 14 credits or more, including 10 credits in required subjects)

光医工学に関する専門知識と技能を獲得するとともに、自律的学修能力と応用能力、豊かな人間性と高い倫理観、及び国際社会・地域社会に対する貢献力を身につけるための科目である。光医工学分野における科目の位置付けが明確になるように、光医用センシング・画像科学科目と光医用デバイス・機器工学科目に分類する科目と特別演習、特別研究から構成されている。

Specialized subjects allow students to acquire expertise and skills related to medical photonics as well as self-directed learning and application skills, while fostering a strong humanism and developing a deep ethical sense along with the ability to contribute to international and local communities. In order to clarify the thrust of specialized medical photonics classes, subjects are divided into four areas: photomedical sensing and imaging science; photomedical device and equipment engineering; specialized seminars; and specialized research.

○ 光医用センシング・画像科学科目

○ Photomedical sensing and imaging science

生体（正常態及び病態）と光の相互作用、光による生体情報取得の基本原理を理解し、これらの知識を基にした生体センシング・イメージングの基本デバイスに関する技術及びこれを発展させることのできる能力を修得するための科目として、「病態・疾病学」、「メディカル生体情報処理学」、「ナノフォトンクス」「ナノエレクトロニクス」が開講される。

The Cooperative Major offers Pathophysiology and Diseases, Biomedical Information Processing, Nanophotonics, and Nanoelectronics as courses designed to teach the basic principles of interaction between living matter and light (in both normal states and pathological conditions) and of light-based methods of biological data acquisition, technologies based on this knowledge related to basic biosensing and imaging devices, and the skills required to develop such devices.

○ 光医用デバイス・機器工学科目

○ Photomedical device and equipment engineering

生体センシング・イメージングの基本デバイスを用いて実用デバイスを設計する技術、実用デバイスをシステム化して医療機器を開発する技術、及び新しい光技術を医療現場に実装しその最適化を図る技術に関する知識と能力を修得するための科目として、「イメージングデバイス」、「イメージングシステム」、「生体計測・情報システム」「メディカルデバイスデザイン」が開講される。

The program offers Imaging Devices, Imaging Systems, Biological Measurement and Imaging System, and Medical Device Design as courses that teach an understanding of and skills related to technologies for: design of practical devices using basic biosensing and imaging devices; development of medical equipment through systemization of practical devices; and implementation and optimization of new optical technologies in medical applications.

○ 特別演習、特別研究

○ Specialized seminars and research

光医工学全般を網羅する最新の情報と知識の獲得、それらの分析による課題の抽出、また、そのための医療従事者と光・電子工学研究者間のコミュニケーション能力を修得する「光医工学特別演習」が必修科目として開講される。この科目では、教育効果を高めるために、実際の医療現場及び光・電子工学開発現場でのフィールドワークを取り入れている。専門知識を深く享受し、学位論文に関する研究の実施及び国際的な場での研究発表・討論を通じて、研究の企画・マネジメント能力などの実践力を伴った高度な研究力を修得するための「光医工学特別研究」が必修科目として開講される。

Special Lecture for Medical Photonics, a required subject, familiarizes students with the latest developments in all fields of medical photonics, allows identification of issues through analysis of this information, and fosters development of

communication skills required for interactions between medical professionals and opto-electronics researchers. In order to enhance educational value, the course incorporates fieldwork in medical institutions and at opto-electronic engineering development sites. Special Research for Medical Photonics, also a required subject, aims to impart advanced research skills along with practical skills such as research planning and management techniques through dissertation research and research presentation and discussion in international forums.

VI 就学上の留意事項

Important Notes on Attending the School

1 指導教員について

指導教員（主・副）は、勉学・研究その他学生生活全般についての相談者なので、遠慮なく相談すること。

なお、健康に関する事項については保健センターに、また、学生相談室でも相談にのることができるので、必要に応じて利用すること。

Supervising Faculty Member

Supervising faculty members (main and assistant supervisors) are assigned to help students in academic work, research, and other matters relating to student life in general. Do not hesitate to consult with them. For matters concerning health, the Medical Care Center and the Student Counseling Room are also available to provide consultation. Please do not hesitate to use these services.

(学生相談室の場所) (Location of the Student Counseling Room)

<浜松キャンパス> <Hamamatsu Campus>

工学部7号館3階 (エレベーターの隣の部屋)

Faculty of Engineering, Building. 7, 3rd floor

(the room next to the elevator hall)

2 学生に関する連絡事項について

連絡事項は掲示及び電子メールにより行う。

Information for Students

Notices and information for students are posted on the bulletin board and email.

3 授業料について

静岡大学では、「授業料の代行納付制度」(口座振替)を実施している。この制度は、本学の指定した金融機関が、学生本人名義の口座から授業料を引き落として大学に納入するものである。

前期分授業料の引き落とし日は当該年度の4月の最終営業日、後期分授業料の引き

落としは、当該年度の10月の最終営業日となるので、前日までに入金を済ませること。

納期までに納入しない場合は保証人に督促し、年度内に納入しないと除籍処分となる。授業料の納入告知は、掲示にて通知する。

Tuition

Shizuoka University collects tuition through the Automatic Tuition Payment (koza furikae) system. In this system, a bank designated by the university transfers the due amount for the tuition from the student's bank account to the university's bank account.

The 1st term tuition is transferred from the student's bank account on the last business day of April, and the 2nd term tuition on the last business day of October of the applicable academic year. Please be sure that the sufficient balance is in the bank account by the previous day. In case the tuition is not paid on the designated day, the student's guarantor will be asked to pay the tuition. The payment must be made within the applicable academic year, or the student will be expelled. The notification of tuition payment will be posted on the bulletin board.

4 授業料免除

授業料は、前期分については4月末日までに、後期分については10月末日までに納入しなければならないが、授業料免除の条件に該当する場合は、学期ごと学生本人の申請に基づいて選考の上、授業料の半額又は全額が免除されることがある。

詳しくは、「授業料免除申請のしおり」を参照すること。

Tuition Waiver

The 1st term and 2nd term tuition must be paid by the last business day of April and October, respectively. However, if a student meets criteria for tuition waiver, he/she may apply for tuition waiver for the applicable term. If the application is accepted, the student is exempt from one half or all of the term's tuition.

For more information, refer to the "Guide for the Tuition Waiver Application (jugyoryo menjo shinsei no shiori)".

5 休学・復学・退学

Temporary Leave, Returning to School after Temporary Leave, Permanent Leave

(1) 休学・復学

病気や怪我、その他特別な理由のために2ヶ月以上修学することができないときは、「休学願」を大学院博士課程係に提出すること。所定の手続きで承認された場合は、休学が許可される。

病気・怪我の場合には医師の診断書の添付が必要である。休学期間は1年を超えることはできない。また、休学期間は在学期間には含まれない。

休学願の提出にあたっては、各指導教員及び大学院博士課程係に相談のうえ、修了が遅れる等の就学上の留意点の説明を受けること。

休学者が復学する場合は、「復学願」が必要である。休学及び復学の願い出は8月末日又は2月末日までに提出すること。

Temporary Leave, Returning to School after Temporary Leave

If a student is unable to attend school for 2 months or longer due to an illness, injury, or other special circumstance, the request for a temporary leave, or *kyugaku negai*, must be submitted to the Administration Office. If the request is filed and accepted according to the procedure, permission for leave will be granted.

A certificate from a doctor is required in case of an illness or injury. The maximum period for temporary leave is one year. The period of temporary leave is excluded from the attendance period.

Upon submission of the request for temporary leave, consult with the supervising faculty member and the Administration Office and receive guidance on important matters, such as delay in the course completion.

When a student who has taken temporary leave is preparing to return to school, he/she must submit the request for returning to school, or *fukugaku negai*. The request for temporary leave or returning to school must be submitted by the last day of August or February.

(2) 退学

入学後に退学しようとするときは、指導教員に相談の上「退学願」を大学院博士課程係に提出すること。

Permanent Leave

Should a student wish to withdraw from the school permanently, he/she should first consult with the supervising faculty member and submit the request for a permanent leave, or *taigaku todoke*, to the Administration Office.

6 長期履修学生制度

職業を有している等の理由により、最長6年間の長期にわたる教育課程の履修を申請できる。大学院博士課程係に相談すること。

Long-term Course Registration System

Students with special circumstances, such as those who have a full-time occupation, may apply for long-term course registration. The student may extend the course registration period up to 6 years. For more information, consult with the Doctoral Program Graduate School Unit.

7 各種証明書の交付

Issuance of Certificates

証明書類が必要なときは、使用予定の7日前までに申し込むこと。申込を忘れ、当日急に依頼されても、ほとんどの場合、対応できないので注意すること。

In case students need to obtain a certified document, request the issuance at least

7 days before the date that the document is required. In most cases, even if a student has forgotten to submit the request in advance, the certificate cannot be issued on the same day.

(1) 成績証明書

交付願に所要事項を記入し、学生証を持参すること。受領の際にも学生証は必要である。

Academic Transcript

Fill out the request form, and show the student ID upon submission. The student ID is also required when the student receives the transcript.

(2) 旅客運賃割引証 (学割)

JR で片道 100km を超えて旅行するときは、旅客運賃割引証 (学割) が使用できる。有効期限は発行の日を含めて 3 ヶ月。学内に設置された自動発行機を利用すること。

Certificate of Student Discount for Transportation Fares

The student discount is applicable for JR tickets when a student is to travel one way for 100 km or more. The certificate is valid for 3 months from the date of issue. Use the automatic certificate machines located on campus.

(3) 通学証明書

定期券等を購入する場合に必要となる。交付願に所要事項を記入して、学生証を添えて提出すること。この証明書の乗車区間は、自宅等の最寄り駅から大学に最も近い駅までである。通学以外の用途 (アルバイト等) の場合は発行できない。

Certificate of Commuting

The Certificate of Commuting is required to receive a student discount on bus/train passes. Fill out the request form and show the student ID upon submission. The certificate is issued for the fare zone between the stops/stations closest to your home and the university. The certificate will not be issued for purposes other than commuting to school (1 e.g. commuting to work) .

(4) 在学証明書、修了見込証明書

学内に設置された自動発行機にて各自発行すること。

(自動発行機の設置場所と稼働時間)

S-Port エントランスホール 月～金 8:30～17:15

Certificate of Enrollment, Certificate of Prospective Completion

Use the automatic certificate machines located on campus.

(Locations and hours for the automatic certificate machines)

S-port 1st floor entrance hall : Mon-Fri 8:30-17:15

(5) 団体旅行申込書

教職員に引率された学生団体 (8 人以上) で JR を利用するときは、申し込み用紙を JR から受け取り、所要事項を記入の上、所定の期限内に申し込むこと。

Application for Group Excursion

In case 8 or more students, led by a faculty member (s) , plan to travel via JR,

obtain the application form from JR, fill it out and submit the form by the due date.

8 生活上の諸注意

Considerations for Campus Life

学生一人一人が、キャンパスライフを快適に送るために、注意してほしい事項について以下に列挙する。

In order for each student to lead a pleasant campus life, the following consideration must be given.

(1) 騒音防止及び美化

大学は、学生には勉強の場であり、教員には教育・研究の場であり、事務職員には大学運営のための職務を行う場である。アンプ(マイク・スピーカー)類を使用しての広報、演説、音楽活動等は、他に迷惑のかからない音量で行い、授業のない時間帯でも騒音防止には十分な配慮をすること。特に音楽系サークルは音量に注意すること。

大勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てない。特に印刷物等が校舎内に散乱しないように努め、配布者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心がけること。また、備品(机、椅子等)を大切に、整頓すること。各サークルの連絡、案内や学生相互間の連絡のための学生専用掲示板を設けているので、活用すること。この掲示板以外の場所に貼ってある掲示物等は、環境を良好に保つために撤去する。

Consideration on Noise Prevention and Clean Environment

The university is a place where students learn, faculty members conduct education and research, and administration staff performs duties for school operation. Publicity, speeches, or musical activities using microphones and amplifiers must be conducted with a restrained volume so as not to annoy others. Give enough consideration to noise control even outside class hours. The consideration on volume should apply particularly to music club activities.

A large number of students use the school facility. In order to maintain a clean environment, everyone on campus must make efforts to keep the environment clean. Everyone should be considerate so that printed materials are not scattered in buildings; anyone distributing printed materials must clean up after distributing them. School fixtures and equipment, such as desks and chairs, must be used with care and kept tidy. For communication regarding club activities and amongst students, use the students' bulletin boards. Anything posted outside the bulletin boards will be removed in order to maintain a clean environment.

(2) 喫煙と火気の注意

キャンパス内は原則として禁煙となっている。講義室や廊下での喫煙及び火気の使用は絶対にしてはならない。やむを得ず喫煙する場合は、必ず所定の場所で行うこと。

Smoking and Use of Fire

Smoking is prohibited in the university in principle. Smoking and use of fire

is strictly prohibited in lecture rooms and hallways. Smoking is only allowed in designated areas.

(3) 落し物と拾得物

落し物や忘れ物をした場合や、それらを拾得した場合は、速やかに各キャンパスの事務部に届け出ること。拾得物は所定の場所に展示するので、心当たりがあれば印鑑持参の上で、申し出ること。

Lost and found

In case your belongings are lost or misplaced or a lost item is found, promptly report it to the Administration Office of the applicable campus. Items found are displayed in a designated place. If you find your belongings amongst the displayed items, contact the Administration Office with your family seal (inkan) .

(4) 盗難の防止と届出

貴重品、現金、自転車、バイク等の盗難が毎年多数発生している。学内(駐輪場を含む。)で盗難にあったとき、あるいは不審な人物をみつけたときは、直ちに教職員に届け出ること。以下に盗難防止の留意事項を列挙する。

Prevention and Report of Theft

Each year, a number of thefts occur and valuables, cash, bicycles, motorcycles, etc. are stolen. In case of a theft on campus, including bike parking areas, or if you witness a suspicious person or behavior, report it to the university staff immediately. The following precautions are advisable in order to prevent thefts:

- 現金盗難防止のため、多額の現金を持ち歩かず ATM を利用することを勧める。

(ATM (現金自動預金払出機) の設置場所と利用時間)

南会館玄関脇：スルガ銀行・静岡銀行共通

北会館：ゆうちょ銀行

※ いずれも、月～金 9:30～18:00

- It is advisable not to carry a large amount of cash. Use ATMs instead.

(Locations and hours of ATM)

South Hall, next to the entrance: Suruga Bank and Shizuoka Bank

North Hall: Japan Post Bank

※Both are open Mon - Fri, 9:30 - 18:00

- バイク、自転車から離れるときは必ず施錠をするとともに、バイクにはハンドルロックをして、ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくこと。バイク、自転車には車体番号が付されているので、車両ナンバー (ナンバープレート) とともに車体番号も必ず記録しておくこと。

- Be sure to lock your motorcycle or bicycle when you leave it parked. For motorcycles, lock the handlebars, attach the helmet on the vehicle, and lock the vehicle. A vehicle ID number is issued to each motorcycle and bicycle; be sure to keep the record of the vehicle ID number along with the license plate number.

(5) 建物・研究室の使用

各建物により異なるので、指導教員の指示に従うこと。

Use of Buildings and Laboratories

Rules differ depending on the building. Follow the instructions of the supervising faculty member.

(6) ごみの分別収集

指導教員または大学院博士課程係に問い合わせること。

Waste Separation and Removal for Collection

Contact the supervising faculty member, or Doctoral Program Graduate School Unit.

9 健康診断について

保健センターが実施する定期健康診断は必ず受診すること。

(期間中に受診できない場合は、勤務先等で受診した健診結果の写しを提出すること。)

Periodic Health Checkup

Students must take the periodic health checkup conducted by the Medical Care Center. (If a student is unable to take the checkup during the specified period, he/she must submit a copy of the health checkup result performed at another location, for example employer, etc.)

10 大規模地震防災について

日頃から地震対策に心がけて、非常時における避難経路・避難出口を確認しておくとともに、実験・実習中における対処方法について熟知しておくこと。

また、警戒宣言が発せられた場合や地震が突発的に発生した場合は、指導教員等の指示に従い、あわてずに対処できるよう普段から心がけておくこと。

Preparing for large scale earthquakes

Students should be aware of earthquake safety procedures and familiarize themselves with evacuation exits and routes in the event of an earthquake. Furthermore, students should be familiar with how to handle emergency situations should a disaster occur during an experiment or laboratory work.

In case a warning is issued or an earthquake occurs unexpectedly, follow the instructions of supervising faculty members. Students should keep themselves prepared at all times so that they can act calmly and sensibly in case of such emergency situations.

11 浜松キャンパスにおける交通規制及び事故処理について

浜松キャンパスは、浜松市の市街地にあり敷地も狭いため交通安全と騒音対策が大ききな問題となっている。浜松キャンパスでは、交通規制を実施しているので、厳守すること。静大生の品位を疑われるような大学周辺での迷惑駐車（公園、銀行、スーパー等）

は絶対にしないこと。キャンパスの内外を問わず、交通マナーと安全にはみなさんの自覚・自重が強く望まれる。以下に、キャンパスの交通規制及び万が一事故が発生した際の対応について述べる。

Traffic rules and Reporting of Accidents on Hamamatsu Campus

Because Hamamatsu Campus is located on limited premises in Hamamatsu city center, traffic safety and noise control are major issues. Hamamatsu Campus regulates traffic on campus. The traffic rules and regulations must be strictly observed. It is prohibited to park vehicles illegally or in a manner that can be a nuisance or inconvenience to nearby residents (in parks, banks, supermarkets, etc.) ; such behavior will lower the dignity of all Shizuoka University students. Whether on-campus or off, each and every student should follow good traffic etiquette and operate vehicles safely at all times.

The section below describes some of the on-campus traffic rules and how to handle the situation in case of a traffic accident.

(1) 浜松キャンパス構内交通規制

以下に交通規制の概略を述べるが、キャンパス内への自動車の乗り入れは原則的に禁止。通学には原則として公共交通機関（又は自転車）を利用し、下記の場合を除き、自動二輪車や原付バイクで通学しないこと。

Traffic Regulations within Hamamatsu Campus

The following section is an overview of the on-campus traffic regulations. Driving on-campus is prohibited in principle. Students should use public transportation or a bicycle to commute to school unless special circumstances as described below apply.

○自動車（四輪車）の乗り入れ

全面禁止。ただし、身体的な理由等、特別の理由がある者については、城北地区交通対策委員会の許可を得て乗り入れることができる。

※ 許可を受けようとする者は、大学院博士課程係に申し出ること。

○Commuting by car

Entering campus by car is strictly prohibited. Students with special circumstances, such as physical disabilities, may be permitted to commute by car as exceptional cases by the Johoku Area Traffic Planning Committee.

※ To apply for the permit, students should contact the Administration Office of the applicable campus.

○自動二輪車及び原付バイクの乗り入れ

住所が浜松キャンパスから直線距離で1.0km以上の者で、公共交通機関の便が特に悪いなどの理由から、自動二輪車等による通学を希望する者は、大学院博士課程係に申し出ること。城北地区交通対策委員会で許可された場合には、ステッカーが交付されるので、自動二輪車等の前から良く見える場所に貼っておくこと。

なお、収容可能台数を超過した場合は、許可しないことがある。

○Commuting by motorcycle and/or moped

If students whose residence is outside the 1.0-km radius of Hamamatsu Campus wish to commute by motorcycle due to reasons such as difficult access to public transportation, they should contact the Administration Office of the applicable campus. If the case is approved by the Johoku Area Traffic Planning Committee, a permit sticker is issued. The sticker must be adhered on the front of the motorcycle so that it is clearly visible.

If the number of applications exceeds the allowable number of motorcycles, permission may not be granted.

○自転車の乗り入れ

乗り入れ規制はないが、所定の場所に駐輪すること。

○Commuting by bicycle

No permit is required. The bicycle must be parked in a designated parking area.

○その他の主な規制

○ Other regulations

i 歩行者の通行が最優先。

Pedestrians have first priority.

ii 自動二輪車及び原付バイクを乗り入れる際は、守衛が許可車両であることが確認できるよう、また、事故防止のために必ず正面守衛所前で一旦停止すること。

When entering the campus on a motorcycle or moped, you must stop in front of the Guard House at the main gate so that the guard is able to see the vehicle is permitted on-campus. This is also to prevent accidents.

iii 構内では、20km 以下で走行しなくてはならない。

The speed limit on-campus is 20km per hour.

iv 車両（自転車を含む）は、必ず学内の所定の駐車場又は駐輪場に置くこと。

All vehicles, including bicycles, must be parked in designated parking areas on campus.

v 構内における移動には車両（自転車を含む）を使用してはいけない。

No vehicle, including bicycles, is allowed to be used to travel on-campus.

vi キャンパス周辺の住民等に迷惑を掛けるような駐車は絶対にしないこと。

Never park vehicles in a manner that can be a nuisance or inconvenience to the residents in the area surrounding the campus.

vii 上記の交通規則は、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日、休業期間及び昼夜を問わず適用される。

The above regulations are enforced 24 hours a day throughout the year, including Saturday, Sunday, school holidays, and national holidays.

(2) 浜松キャンパスの事故処理

学内もしくはその周辺で、交通事故や盗難事故、人の生命・身体の安全を侵す事故が発生し、あなたがその当事者や発見者となった場合、又は、その現場に居合わせた場合

に適切な事故処理ができるよう次に示す処置と通報を行うこと。

Reporting Accidents on Hamamatsu Campus

If you are involved or witness a traffic accident, a theft, or any other accident that may threaten the life or safety of a person on campus or its neighboring area, report the accident and follow the guidelines below so that the case is handled appropriately.

- 状況により救急車を手配するなど、現場での応急措置をとること。交通事故では続発事故を避けるための注意が必要である。また、盗難事故では、状況に応じて現場の保存等の措置が重要になる。
- Take an emergency measure, such as calling an ambulance, if the situation requires. In case of a traffic accident, you must pay attention to avoid any subsequent accidents. In case of a theft, it is important to handle the situation properly, such as preserving the scene of the crime.
- 下記のうち連絡が取れるところに至急連絡すること。その後、大学院博士課程係に必ず連絡するとともに、指導教員に相談すること。
- Immediately contact any of the personnel or sections listed below. Then, be sure to contact the Doctoral Program Graduate School Unit and consult with your supervising faculty member.

(平日・昼間)

(Weekdays, during the day)

現場近くの教職員

Faculty member closest to the site

大学院博士課程係 (内線：1350、直通：053-478-1350)

Doctoral Program Graduate School Unit (Ext. 1350, or call direct at 053-478-1350)

守衛室 (内線：1013、直通：053-478-1013)

Guard House (Ext. 1013, or call direct at 053-478-1013)

《負傷者がいる場合》

<<If anyone is injured>>

保健センター (内線：1012、直通：053-478-1012)

Medical Care Center, Hamamatsu (Ext. 1012, or call direct at 053-478-1012)

(休日または時間外で職員が不在の時)

(Holidays or outside school hours when the faculty is unavailable)

守衛室 (内線：1013、直通：053-478-1013)

Guard House (Ext. 1013, or call direct at 053-478-1013)

VII 静岡大学の施設利用について

Using Shizuoka University Facilities

1 自習室

光創起イノベーション研究拠点5階に学生自習室がある。共用スペースであるため、使用の際はマナーを守ること。詳細はガイダンス等で説明する。

The Study Room

There is a student study room on the fifth floor of the Innovative Photonics Evolution Research Center. The study room is a shared space. Please be considerate of others when using the study room. Further details will be available in guidance, etc.

2 図書館

入館時と退館時に学生証が必要。ゲートを通る際に、ICカードの学生証をカードリーダーにかざすこと。カウンタ前の自動貸出装置で画面の指示に従って操作すると学生証を使用して貸出手続きができる。

開館時間等の詳細は以下 URL を確認すること。

<http://www.lib.shizuoka.ac.jp/>

Libraries

A student ID card is required for entry and exit. When entering and exiting, hold the IC chip-equipped student ID card over the card reader. Students can use the student ID card to borrow library materials by following the instructions on the screen on the automated lending device at the counter. Details of hours of operation and other information are available at the following web address: <http://www.lib.shizuoka.ac.jp/?locale=en>

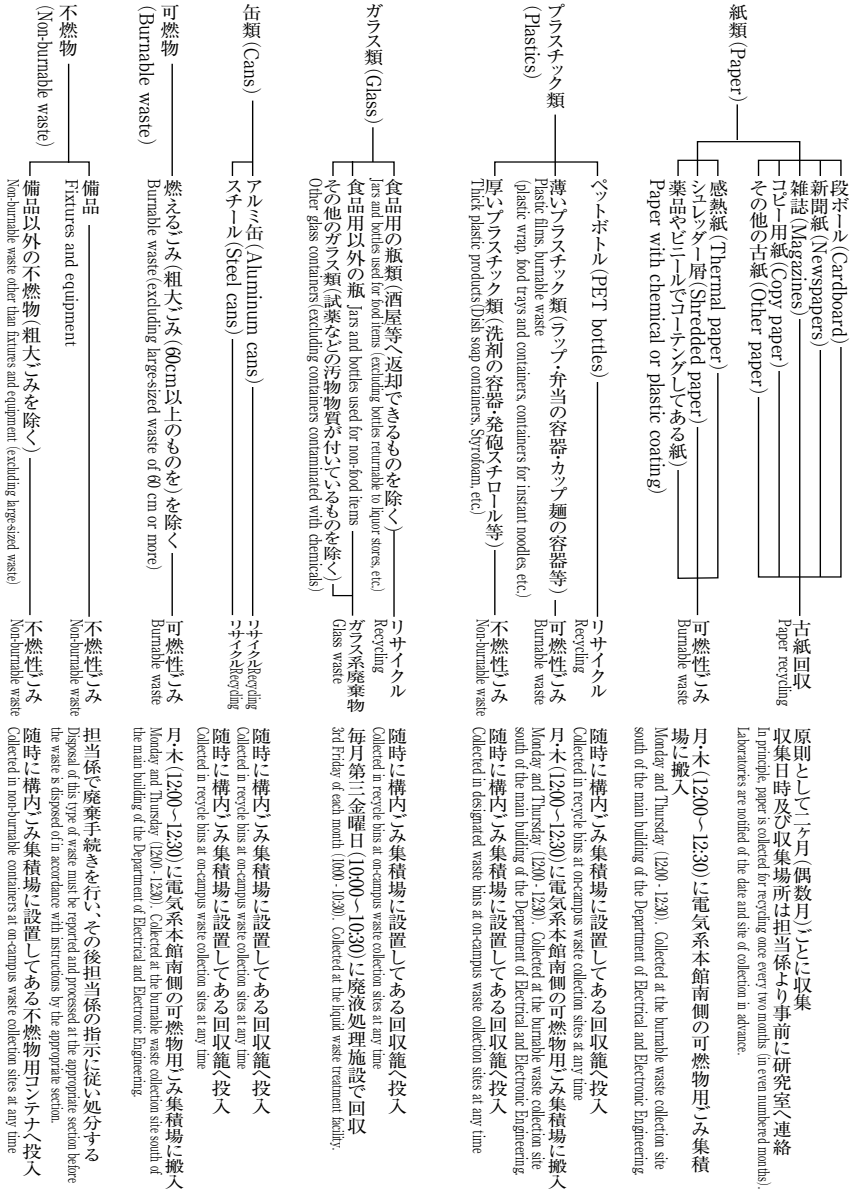
VIII 浜松医科大学の施設利用について

Using Hamamatsu University School of Medicine Facilities

図書館の利用方法等はガイダンスで説明する。

Information about using the library and other facilities will be available in guidance.

○ 一 廃棄物の処分方法一覽 How to Dispose of Nonindustrial Waste



Ⅹ 諸規則等

1 国立大学法人静岡大学学則

(昭和24年12月21日制定)

(目的・使命)

第1条 国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部及び農学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程

教育学部	学校教育教員養成課程
情報学部	情報科学科
	行動情報学科
	情報社会学科
理学部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球科学科
工学部	機械工学科
	電気電子工学科
	電子物質科学科
	化学バイオ工学科
	数理システム工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命科学科

(地域創造学環)

第4条の2 各学部（教育学部を除く。）に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

理学部 放射科学教育研究推進センター

農学部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園

附属静岡小学校

附属浜松小学校

附属静岡中学校

附属浜松中学校
附属島田中学校
附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター
学生支援センター
全学入試センター
情報基盤センター
防災総合センター
浜松キャンパス共同利用機器センター
教職センター
地域法実務実践センター
地域創造教育センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室
キャンパスミュージアム
高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援及び入学者選抜に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援及び入学者選抜の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、国際連携推進機構を置く。

第9条の7 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の8 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までに關する規定は、別に定める。

(学術院)

第 13 条の 2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教育学領域

情報学領域

理学領域

工学領域

農学領域

融合・グローバル領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第 14 条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭

教務職員 技術職員 事務職員 医療職員 その他

第 15 条 学部に学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。

3 学部附属の教育研究施設に長を置く。

4 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長。)を置く。

5 学内共同教育研究施設に長を置く。

6 附属図書館に館長を置く。

7 事務局に事務局長を置く。

8 保健センターに所長を置く。

9 学術院の領域に領域長を置く。

第 15 条の 2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校に副校長(幼稚園にあつては、副園長)、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第 16 条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第 17 条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代

理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長、学部長等の職務)

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

(役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第21条 本学に役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

2 本学に、企画戦略会議を置く。

3 本学に、評価会議を置く。

4 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。

5 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。

6 学術院の領域に、領域会議を置く。

7 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第 25 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第 25 条の 2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第 26 条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 土曜日（人文社会科学部の夜間主コースを除く。）
 - (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
 - (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで
- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第 27 条 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(修業年限等)

第 28 条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第 29 条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

- (1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。
- (2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第 30 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目

の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得とした単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 37 条 学生が、職業を有している等の事情により、第 28 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第 37 条の 2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第 38 条 卒業の要件は、本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第 30 条第 2 項の授業方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第 1 項の授業方法により 64 単位以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(学士)

第 39 条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、

教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
 - (4) 高等専門学校を卒業した者
 - (5) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第58条の2に規定する者
 - (6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
 - (7) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者
 - (8) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者
- 2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(転入学)

第45条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出

しなければならない。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第 48 条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第 49 条 学生で、他の学部転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 2 学生で、同一学部の他の学科に転学科を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 3 第 1 項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(地域創造学環の履修及び履修取りやめ)

第 49 条の 2 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、学生で、地域創造学環の履修又は履修の取りやめを志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 2 学長は、前項に規定する許可をしたときは、必要に応じて、同項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の学籍を移すものとする。

- 3 第 1 項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の修得単位の取扱い、並びに第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第 50 条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第 51 条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第 52 条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第 28 条に規定する修業年限並びに第 28 条及び第 38 条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第 53 条 学生は、病気その他の理由により、引き続き 2 か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 54 条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 55 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第 28 条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第 53 条第 3 項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者

(4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者

(5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第 56 条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第 57 条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 58 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

第 59 条 停学 2 か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第 60 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第 61 条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第 62 条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 63 条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めたとする。

3 研究期間は、1 年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 64 条 本学(大学院を除く。)の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第 42 条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めたとする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1 年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 II のとおりとする。

6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位(大学の学生以外の者で、第 42 条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当

期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。

7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。
(聴講生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。

3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期交流特別学部学生)

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することができる。

第67条 第63条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部(地域創造学環を含む。)において選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続きにより、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

2 退寮する場合も、所定の手続きを取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める

額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

- 2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。
- 3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和24年6月1日から実施する。

[以下～平成29年までの間の附則略]

附 則 (平成30年2月7日学則第70号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 〈略〉

[別表Ⅰ(学則第27条)、別表Ⅱ(学則第40条、64条)は略]

2 静岡大学大学院規則

(昭和 39 年 4 月 27 日制定)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 8 条)
 - 第 2 章 授業科目、単位及び履修方法 (第 9 条 - 第 16 条)
 - 第 3 章 課程修了の認定 (第 17 条 - 第 20 条)
 - 第 4 章 学位 (第 21 条)
 - 第 5 章 入学、転学、留学、休学及び退学 (第 22 条 - 第 33 条)
 - 第 6 章 懲戒及び除籍 (第 34 条・第 35 条)
 - 第 7 章 授業料、入学料及び検定料 (第 36 条 - 第 38 条)
 - 第 8 章 教員組織 (第 39 条・第 39 条の 2)
 - 第 9 章 運営組織 (第 40 条 - 第 42 条)
 - 第 10 章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生 (第 43 条 - 第 47 条)
 - 第 11 章 専門職学位課程 (第 48 条 - 第 52 条)
 - 第 12 章 雑則 (第 53 条)
- 附則

第 1 章 総則

(大学院の目的)

第 1 条 静岡大学大学院 (以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第 2 条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前 2 項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第 3 条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科
教育学研究科
総合科学技術研究科
光医工学研究科
法務研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみ博士課程(以下「博士課程」という。)を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部(以下「研究科等」という。)に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻
教育学研究科	学校教育研究専攻 共同教科開発学専攻

総合科学技術研究科	教育実践高度化専攻 情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻
光医工学研究科	光医工学共同専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻 光・ナノ物質機能専攻 情報科学専攻 環境・エネルギーシステム専攻 バイオサイエンス専攻
法務研究科	法務専攻

2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

第7条 大学院の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第51条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文(以下「学位論文等」という。)の作成に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間

数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業

科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位

を修得し、かつ、当該研究科の定める Grade Point Average (以下「GPA」という。)の値の要件を満たした者について行う。

- 5 法科大学院の課程修了の認定は、当該課程に3年(法学既修者については、在学したとみなされる期間を含む。)以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定める GPA の値の要件を満たした者について行う。

(教員免許状)

第18条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

- 2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士(専門職)の学位を、法科大学院の課程を修了した者には法務博士(専門職)の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

- 2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この条において「法」という。）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者その後に入学者の場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (11) 大学に 3 年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該

外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 前項第 11 号から第 14 号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
- (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
- (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
- (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者
（入学志願手続）

第 24 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければ

ばならない。

(選抜試験)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程においては通算2年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算3年（法科大学院の課程の法学既修者については、2年）を

超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続きを経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者

- (2) 第 29 条第 2 項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学金について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第 7 章 授業料、入学金及び検定料

(授業料の納付)

第 36 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学金及び検定料)

第 37 条 授業料、入学金及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第 38 条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第 8 章 教員組織

第 39 条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
 - (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
 - (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。
- 3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。
- 4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
- 5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第 1 項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、 大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めたとする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認められた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

第49条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応

答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 50 条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(法学既修者)

第 51 条 法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)にあつては、1年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

2 法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

第 52 条 法務研究科は、法務研究科を修了した者が、法務研究科の学修支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者(以下「法務研修生」という。)として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

第 12 章 雑則

第 53 条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和 39 年 4 月 27 日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

[以下～平成 29 年までの間の附則略]

附 則 (平成 30 年 3 月 20 日規則第 81 号)

この規則は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

別表 I (第 7 条関係)

学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	36	72				
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4	12		
	教育実践高度化専攻			(8)	(24)	20	40
	計			4	12		
		52	104	(8)	(24)	20	40
総合科学技術研究科	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140				
	工学専攻	262	524				
	農学専攻	87	174				
	計	479	958				
光医工学研究科	光医工学共同専攻			5	15		
	計			(8)	(24)		
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			10	30		
	光・ナノ物質機能専攻			9	27		
	情報科学専攻			11	33		
	環境・エネルギーシステム専攻			7	21		
	バイオサイエンス専攻			8	24		
	計			45	135		
法務研究科	法務専攻					0	0
	計					0	0
合 計		567	1134	54	162	20	40

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻及び光医工学研究科光医工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む共同教科開発学専攻全体又は浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

[別表 II (第 18 条関係) は略]

3 静岡大学学位規程

(昭和 53 年 7 月 19 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条並びに国立大学法人静岡大学学則(昭和 24 年 12 月 21 日制定)第 39 条第 2 項及び静岡大学大学院規則(昭和 39 年 4 月 27 日制定)第 21 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士(専門職)、博士及び法務博士(専門職)とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士(専門職)の学位の授与の要件)

第 4 条の 2 教職修士(専門職)の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位の授与は、大学院の後期 3 年の博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。

(法務博士(専門職)の学位授与の要件)

第 5 条の 2 法務博士(専門職)の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第 6 条 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長(以下「研究科長等」という。)に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。(必要に応じ、最終試験及び学力の確認の双方を行うものとする。以下この条及び第15条において同じ。)ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻(以下「共同教科開発学専攻」という。)にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻(以下「光医工学共同専攻」という。)にあっては、第7条第2項の規定によ

り学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。

6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあっては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授会構成員(外国出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会(法務研究科教授会を除く。)が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。(必要に応じ、最終試験の成績及び学力の確認の結果の双方を報告するものとする。)(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明した

とき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教授会が前項の議決を行う場合には、第 16 条第 2 項の規定を準用する。
(学位記及び書類の様式)

第 23 条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 53 年 7 月 19 日から施行する。
- 2 〈略〉
- 3 〈略〉

[昭和 56 年から平成 28 年までの間の附則略]

附 則 (平成 29 年 12 月 20 日規程第 39 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

学位	学部・学科又は研究科		付記する専攻分野の名称
学士	人文社会科学部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
		教育学部	教育学
	情報学部	情報科学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
		数学科	理学
	理学部	物理学科、化学科、生物科学科及び地球科学科	理学又は学術
		機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
	工学部	電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
		農学部	生物資源科学科 応用生命科学科
修士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
	農学専攻	農学	
教職修士（専門職）	教育学研究科		
博士	教育学研究科	教育学	
	光医工学研究科	光医工学	
	自然科学系教育部	学術、理学、工学、情報学又は農学	
法務博士（専門職）	法務研究科		
備考	学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。		

別記様式

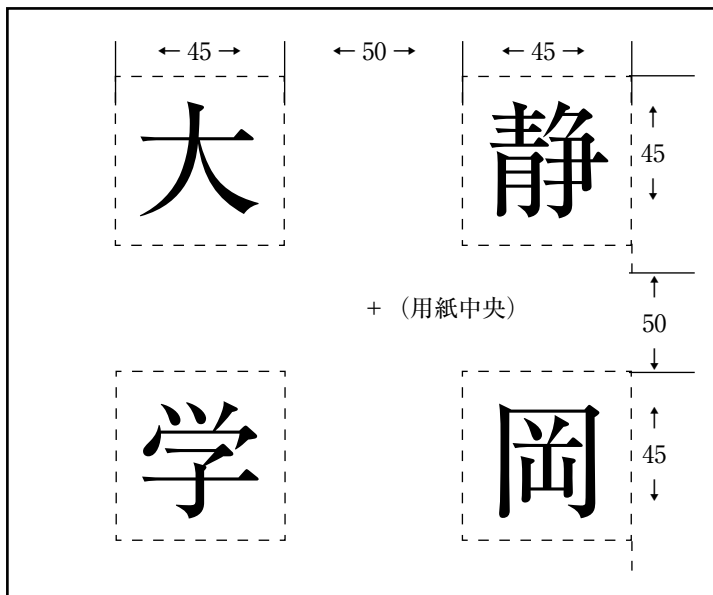
1 学位記

〔(1)～(4)、(6)～(8)は略〕

(5) 第5条第1項の規定により授与する学位記の様式（光医工学研究科）

学 章	学 位 記	○博甲第 号
	氏 名	年 月 日生
静岡大学大学院光医工学研究科及び浜松医科大学大学院医学系研究科の光医工学共同専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（光医工学）の学位を授与する		
年 月 日		
静岡大学長 氏		名 印
浜松医科大学長 氏		名 印

備考 用紙は、日本工業規格の A4 の縦とし、「静岡大学」の透かし文字を入れたものとする。(透かし文字の大きさ及び配置 (単位 mm))



2 学位授与関係書類は略

4 静岡大学大学院光医工学研究科規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院光医工学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、静岡大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、光医学と光・電子工学両面に精通し、光医工学研究の推進に貢献し、基礎医学、臨床医学、予防医学を支える技術を磨き、それを次世代に伝えられる人材の育成、あるいは技術の開発に貢献するとともに、学術を探究し革新的技術や新規の学術領域を創造できる人材の育成を目的とする。

(専攻)

第3条 研究科に、光医工学共同専攻を置く。

2 光医工学共同専攻は、静岡大学及び浜松医科大学による共同教育課程とし、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(研究科長及び副研究科長)

第4条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

(教育方法)

第5条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、光医工学共同専攻の研究指導教員の資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、光医工学共同専攻の研究指導補助教員の資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

5 授業、研究指導及び研究指導の補助は、前3項に規定する者のほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを担当する。

(指導教員)

第6条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、主指導教員1人、副指導教員2人とする。

3 主指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院光医工学研究科教授会(以下「教授会」という。)が定める。

4 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。ただし、副指導教員のうち1人については、浜松医科大学大学

院医学系研究科光医工学共同専攻の研究指導教員の資格を有する教授、准教授、講師又は助教でなければならない。

(教育方法の特例)

第7条 教授会が特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第9条 学生は、修了に必要な授業科目 24 単位以上（基礎科目から必修科目 2 単位を含めた 4 単位、専門科目から必修科目 10 単位を含めた 14 単位以上、共通科目から 4 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い、研究科長に届け出なければならない。

(他の研究科における授業科目の履修)

第10条 学生は、主指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第11条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の博士課程（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することを認めることができる。

(単位修得の認定等)

第12条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、授業科目担当教員が行う。

(博士論文提出資格)

第13条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、博士論文を提出することができる。

(課程修了の認定)

第14条 課程修了の認定は、研究科に 3 年以上在学し、24 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。

(博士論文の審査及び最終試験)

第15条 博士論文の審査及び最終試験の方法は、別に定める。

(学位の授与)

第16条 課程を修了した者に対する博士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

科目区分	授業科目の名称	単位数		講義・演習等の別	配当年次	備考
		必修	選択			
専攻共通科目	光子・電子のナノサイエンスと応用		2	講義	1	
	先端基礎医学特論		2	講義	1	
	科学技術英語コミュニケーションⅠ		1	演習	1	
	科学技術英語コミュニケーションⅡ		1	演習	1	
	生体構造・機能解析		2	講義	1	
	科学技術文書表現法		1	演習	2	
	研究インターンシップ		2	演習	2	
	医薬品・医療機器開発概論		2	講義	2	
	医療・生物統計学		2	講義	2	
	医工学知的財産・起業論		2	講義	2	
基礎科目	医工学概論A		2	講義	1	医工学概論A・Bから2単位選択必修
	医工学概論B		2	講義	1	
	医療研究概論	2		講義	1	

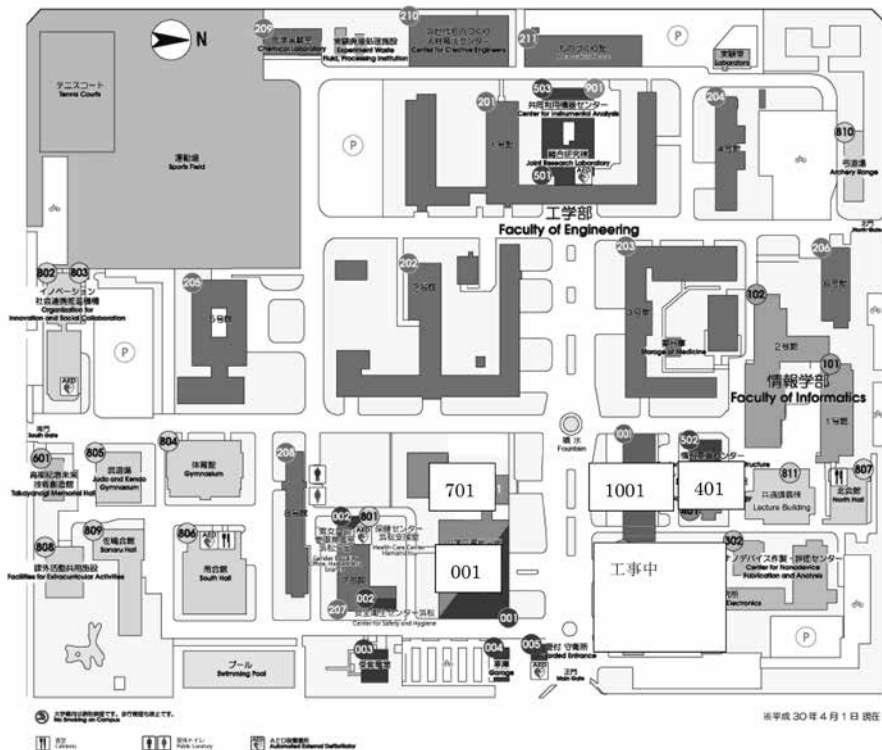
専門科目	画像科学 光医用センシング・	ナノフォトニクス		2	講義	1	
		ナノエレクトロニクス		2	講義	1	
		病態・疾病学		2	講義	2	
		メディカル生体情報処理学		2	講義	2	
	器工学 光医用デバイス・機	イメージングデバイス		2	講義	1	
		生体計測・情報システム		2	講義	1	
		イメージングシステム		2	講義	2	
		メディカルデバイスデザイン		2	講義	2	
	特別研究 特別演習・	光医工学特別演習	2		演習	1	
		光医工学特別研究	8		演習	2～3	

X 建物配置図

X . Campus Map

1 静岡大学浜松キャンパス

1. Shizuoka University, Hamamatsu Campus



001 大学院博士課程係 S-port 3階

Doctoral Program Graduate School Unit S-port 3F

401 創造科学技術大学院棟

Graduate School of Science and Technology BLD

701 附属図書館分館 S-port

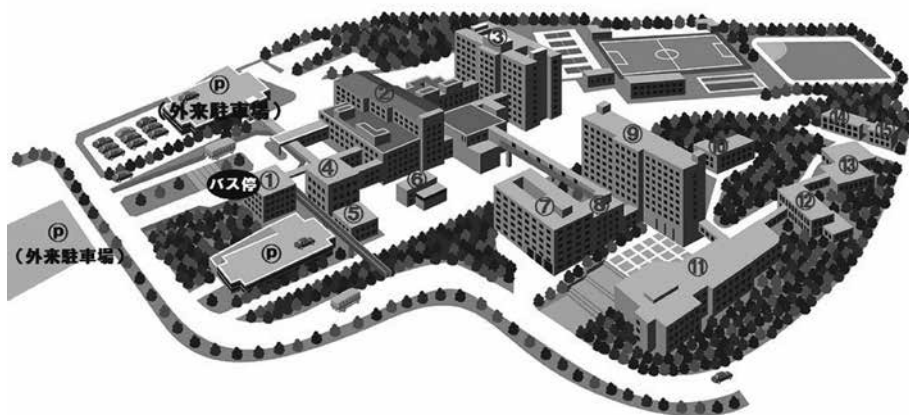
Hamamatsu Branch Library S-port

1001 自習室 光創起イノベーション 研究拠点棟 5階

The Study Room Innovative Photonics Evolution Research Center BLD 5F

2 浜松医科大学

2. Hamamatsu University School of Medicine



① 管理棟（事務局）	② 附属病院（外来棟）
③ 附属病院（病棟）	④ 臨床講義棟
⑤ 探索的臨床研究施設	⑥ P E T - C T 棟
⑦ 看護学科棟	⑧ 基礎臨床研究棟別館
⑨ 基礎臨床研究棟	⑩ 動物実験施設／R I センター
⑪ 講義実習棟	⑫ 福利施設棟
⑬ 附属図書館	⑭ フォトン研究棟
⑮ サイクロトロン棟	

2019 年度の主な行事
Major events in Academic Year 2019

4 月 4 日 (木) Thursday April 4

入学式及びガイダンス Entrance ceremony and the new student guidance session

4 月 10 日 (水) Wednesday, April 10 前学期授業開始 1st term classes begin

5 月 11 日 (土) ~ 12 日 (日) Saturday, May 11 – Sunday May 12

春のビッグフェスティバル (静岡) Spring Big Festival (Shizuoka Campus)

5 月 25 日 (土) Saturday, May 25 新入生歓迎駅伝大会 (浜松)

Ekiden long-distance relay for welcoming the freshmen class (Hamamatsu)

8 月 1 日 (木) Thursday, August 1 前学期授業終了 1st term classes end

8 月 2 日 (金) ~ 8 月 8 日 (木) Friday, August 2 – Thursday, August 8

前学期試験 1st term examinations

10 月 1 日 (火) Tuesday, October 1 後学期授業開始 2nd term classes begin

11 月 9 日 (土) ~ 10 日 (日) Saturday, November 9 – Sunday, November 10

静大祭 in 浜松 Shizuoka University Festival in Hamamatsu

11 月 15 日 (金) ~ 17 日 (日) Friday, November 15 – Sunday, November 17

静大祭 (静岡) Shizuoka University Festival (Shizuoka Campus)

12 月 20 日 (金) Friday, December 20 授業終了 Last class before winter vacation

1 月 6 日 (月) Monday, January 6 授業開始 Classes resume

2 月 3 日 (月) Monday, February 3 後学期授業終了 2nd term classes end

2 月 4 日 (火) ~ 10 日 (月) Tuesday, February 4 – Monday, February 10

後学期試験 2nd term examinations

3 月 19 日 (木) Thursday, March 19

学位記授与式 (浜松) Commencement ceremony (Hamamatsu Campus)

3 月 23 日 (月) Monday, March 23

学位記授与式 (静岡) Commencement ceremony (Shizuoka Campus)

静岡大学

大学院光医工学研究科

〒432-8561 浜松市中区城北 3-5-1 静岡大学浜松総務課大学院博士課程係
TEL 053-478-1350 FAX 053-478-1359